

○有田川町農業経営継承者支援事業助成金交付要綱

令和2年6月22日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業における次世代の中心的な役割を担うことを強く志す農業者を確保・支援することを目的とし、農業経営を継承するため就農した直後の新たな就農者に対し、予算の範囲内で有田川町農業経営継承者支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、有田川町補助金等交付規則(平成18年有田川町規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の第1号から第6号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 就農者の申請日における年齢が18歳以上30歳未満であり、農業経営を継承するため1年以内に就農したものであること。
- (2) 町内に住所を有し、かつ、町内において効率的かつ安定的な農業経営を10年以上継続して行い、また地域農業の中心的な役割を担うことについて強い意欲を有している者であること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者で、町がその認定をした者であること。若しくは、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者で、町がその認定をしたものに限る。)の子又は孫(当該認定農業者が法人である場合は、構成員のうち農業に従事する者の子又は孫を含む。以下「子等」という。)であり、かつ青年等就農計画と同等の書類を作成し町に提出した者であること。この場合において、子等に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子等とみなす。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- (4) 年間150日以上かつ、年間1,200時間以上の農業従事を行う者であること。
- (5) 国、県等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金等を受けない者であること。
- (6) 町税の滞納のない世帯であること。

(助成金の額及び期間)

第3条 助成金の額は、一人当たり年間50万円を上限とし、交付期間は2年を限度として交付する。

(助成金の申請)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、有田川町農業経営継承者支援事業助成金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項に係る関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 有田川町農業経営継承者支援事業計画書(様式第2号)
- (2) 青年等就農計画書
- (3) 履歴書(様式第3号)
- (4) 誓約書(様式第4号)
- (5) 住民票の写し
- (6) 退職等を証明する書面
- (7) 同意書(様式第5号)
- (8) その他町長が必要と認める書類
(助成金の申請期限)

第5条 助成金の最初の申請は、就農した日から1年以内に、これを行うことができる。ただし、令和2年度において助成金の申請をする者は、平成31年4月1日以降に就農した者を含むものとする。

2 申請日から第6条第1項に規定する日までに、第2条に規定する要件を満たさないことが判明した場合、町は前項の者に申請書を返却する。
(助成金の交付決定)

第6条 町長は、規則第4条第1項に規定する交付の決定をするに当たっては、専門的な知識を有する者及び有識者等の意見を聴くものとする。

2 規則第4条第2項に規定する交付の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町が定めた期日までに農業経営の実績を有田川町農業経営継承者支援事業状況報告書(様式第6号)に町長が必要と認める書類を添えて、助成金の最初の交付決定後10年間町長に報告すること。
- (2) 2回目の交付を受ける者は、同意書(様式第5号)及び有田川町農業経営継承者支援事業交付申請書兼状況報告書(様式第6号の2)を提出することとし、その場合においても第2条の要件を満たしていること。
- (3) 交付対象者は、その他関係する法律、法律施行令、法律施行規則、関係通知、町条例、町規則、町要綱等に従わなければならない。
(額の確定)

第7条 町長は、前条の報告があったときは、必要な検査を行い、適当と認めた場合は、交付すべき補助金等の額を確定し、交付対象者に規則第10条に定める補助金等確定通知書により通知する。

(助成金の交付請求)

第8条 第7条の規定により助成金の確定通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、助成金の交付を請求しようとするときは、有田川町農業経営継承者支援事業助成金交付請求書(様式第7号)を町長に提出す

るものとする。

(助成事業完了後の交付決定の取消し等)

第9条 町長は、助成対象者が第6条第2項の規定により交付の決定に付した条件に違反した場合は、助成事業が終了した後であっても、当該交付の決定を取り消すことができる。この場合にあっては、町長は、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附 則(令和5年2月1日告示第3号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年1月4日から適用する。